

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 9 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成29年9月19日

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第72号 市道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第9 | 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書 |
| 日程第10 | 議員派遣について |
| 日程第11 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

田畑昭二議員から病気療養のため、本日、欠席の届けがありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、議案第67号から議案第73号までの議案7件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第3号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月8日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に梅田哲也委員、副委員長に田中宏幸委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について～

日程第8 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○吉本議長 日程第2 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件から日程第8 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての外議案4件です。

当委員会は、9月12日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定について、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第72号 市道路線の認定について、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号、議案第69号の所管部分及び議案第73号は可決、議案第72号は認定しました。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、非常勤職員と言われている人の概念とは、どういうものか。また、正職員以外で該当する職員は。特別職の非常勤職員ではなく、一般職の非常勤職員、臨時職員に枠を拡大したものではないのか。について。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定については、附則で根来さくらの里設置及び管理に関する条例を改めているが、その理由は。ねごろ歴史の丘について、管理者及び使用者は誰になるのか。また、運営形態は。物販・情報施設の詳細について。また、駐車場から施設までの経路の安全性は。について。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内容は。観光使用料の行政財産使用料の内容は。ねごろ歴史の丘施設電気・水道代は、それぞれ別に請求しているのか。について。

議案第72号 市道路線の認定については、根来89号線に接道する道路が狭いため、南北の水路にふたをする考えはないのか。相谷30号線と西側の道路を接続しない理由は。について。

議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、事務組合に関して財政的には問題ないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分の外議案2件です。

当委員会は、9月13日水曜日、午前9時30分から開催し、審査を実施しました。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第70号及び議案第71号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分については、国民年金関係費、システム改修委託料の内容は。また、事務的にどのように変わるのか。について。

議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、過年度償還金の返還金について、それぞれの内訳は。また、なぜ返還金が生じたのか。当初想定していた計算について、どのように考えているのか。について。

議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の整備内容は。現在、スプリンクラーを設置していない施設はどれぐらいあるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第68号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設設置及び管理に関する条例の制定の件、議案第69号 平成29年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第70号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第71号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第72号 市道路線の認定の件、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上議案6件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案6件に対する討論を終結いたします。

議案第68号から議案第73号までの議案6件を一括して採決いたします。

この議案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第71号及び議案第73号の議案5件は、原案のとおり可決、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の改正について、第2条に、非常勤職員の子供を育児する際、休業をすることができるとある。私は、この条文を素直に読むと、岩出市職員の非常勤で仕事をされている者に適用されるものと理解し、正規に比べて労働条件が悪い人の向上につながるものであり、当初、賛成の立場でありました。

しかし、9月8日の本会議及び9月12日の総務建設常任委員会において、この条例に該当する者は何名かとただしたところ、岩出市役所にはゼロであるとの、こともあろうに該当者なしであると破廉恥な答弁をしてきた。

また、臨時等で雇用されている数は、現在、約130名からおられれば、この条例に適用されないという、全く理解できません。

地方自治法の改正は、劣悪な労働条件で働いている者の底上げを求めていると解するのが、素直な解釈であります。法第1条、目的には、継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営を資する

ことを目的とする。育児休業をすることができる非常勤職員の範囲として、任命権者を同じくする官職に引き続き在職した期間が1年以上であること。子の1歳誕生日以降も引き続き在職することが見込まれること。1週間の勤務が3日以上及び1年間の勤務が121日以上であること。と言われております。

しかし、一般職、非常勤職員の育児休業制度に関する条例は、市町村では42.7%しか制定されておられません。さきの総務大臣である高市氏は、あくまでも地方自治ですから、総務省からは各地方公共団体の実情を踏まえながら助言を重ねることしかできず、条例制定については、地方公共団体の長と地方議会の判断となりますが、働いておられる方々が出産・育児をしやすい環境づくりに向けて尽力していただくことを願っておりますと発言をしております。

岩出市が独自に考えて、育児に関して条例を制定することは可能であります。今回提案されている条例の改正により、適用者がいない条例など、無用の長物であると言えます。市の政策や制度の改正は、本来どうあるべきか、提案者の中芝市長は考えるべきであります。市の独自性を示して、適用枠を拡大すべきであると考えております。

よって、この条例には、非常勤で働いておられる職員を除外するものであることは明白であり、よって、私は反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。内容としましては、非常勤職員の育児休業の期間が、最長2歳までと緩和されるほか、職員の育児休業の再取得ができる事情の明文化するもので、保育所などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぎ、育児をしながら働く職員等が育児休業を取得しやすくするものであり、子育てと仕事の両立に寄与するものであります。また、今回の条例の一部改正につきましては、法に沿った改正であります。

以上、述べました理由によりまして、私は、本案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第67号に対する討論を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

9月8日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書です。

当委員会は、9月13日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行いました。討論の後、賛成者少数により、請願第3号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願についての審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書について。

マクロ経済スライドの適用を廃止した場合、または全額国庫負担とした場合の財源は、どのように考えているのか。最低保障年金により年金が保障され、年金保険料を支払う者が少なくなるおそれがあるのではないか。現役世代の方の給料が上がらないのに、年金だけが上がるということについて、どのように考えているのか。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書の採決に当たり、私は反対の立場から討論を行います。

平成28年12月に将来世代の給付水準を確保するための年金額改定ルールの見直しなどを盛り込んだ年金制度改革関連法が成立いたしました。この見直しは、限られた財源の範囲内で、現在から将来までの給付を賄う年金制度の持続可能性を高めるものであると考えます。

年金の支え手である現役世代の賃金が下がるような不測の経済状況になった場合、それに見合った年金額となるよう改められたものであり、将来の給付水準や世代間の公平を確保し、公的年金制度の持続性を高め、将来の世代の給付水準を確保されるものであります。

また、年金財政の悪化を避けるため、一定の調整を決めて、年金の支給額から差し引き、支給額の伸びを賃金や物価の上昇分より抑えることで、長い年月をかけて年金給付の水準を調整するよう、マクロ経済スライドの調整の見直しが行われました。

今回の改定により平成30年度からは、デフレ時に見送った抑制分を翌年度以降に繰り越し、物価や賃金が上がって、年金額がふえる景気回復期に繰り越し分も含めて、年金の伸びを抑える調整を行うものであり、決して「年金カット法案」などというものではありません。

さらに、平成28年10月からは、短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用対象者が拡大される仕組みを導入、また、平成29年8月からは、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮されたことで、新たに年金を受給できる方は、約64万人が見込まれております。

そして、平成31年4月には、国民年金に加入している女性を対象にした出産前後4カ月間の保険料免除制度も導入されることに伴い、免除期間は、満額の基礎年金が保障され、対象者は、年間約20万人と見込まれております。

今後もそれを支える財源を確保することが必要不可欠であります。

よって、今回、提出された請願について、1点目、「マクロ経済スライドを廃止し、年金カット法の年金額改定新ルールは実施しないでください。」については、先ほど述べたとおりであり、年金の保険料負担の公平性だけではなく、将来世代への給付水準を確保するなど、持続可能な年金制度として必要であると考えます。

2点目、「全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。」については、実施に当たり多額の財源が必要となります。しかし、平成29年4月予定であった消費税10%への引き上げについては、平成31年10月まで2年半先送りされた現在の経済情勢では財源確保に問題があり、現実的な政策とは考えられません。

3点目、「年金支給開始年齢の引き上げはやめてください。」については、少子高齢化などの社会情勢を踏まえて決定されたものであり、高度経済成長が望めない日本の将来を考えた場合、子や孫の世代まで年金制度を安定的に維持・運営していくためにも必要だと考えております。

4点目、「年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めてください。」については、現行制度を変更するには、システム整備、改修、人件費等多額の費用が見込まれますので、現在、定着している隔月支給を継続すべきであると考えます。

以上のことから、年金受給者の担い手である生産世代の割合が減少する中、年金、医療、介護などの社会保障費の安定財源の確保が重要な課題であると考えます。

また、国では改定に当たって、さまざまな観点から議論をなされていると考えますので、この請願書については反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願書。

賛成討論を行います。

小泉内閣以来の構造改革路線によって、医療、年金、介護など、日本の社会保障はあらゆる分野で危機に瀕しています。年金制度への国民の信頼は揺らぎ、医療崩壊、介護難民など社会保障の基盤そのものが大きく崩され、国民の暮らしや命が脅かされています。壊された社会保障は再生することこそ一刻を争う課題となっています。

委員会では、現行の年金制度を維持する必要があるから、また、少子高齢化のため財源が必要だから、国に対して意見書を上げることは適切でないと、議決されました。

以下、意見書を上げる必要がある賛成の理由を述べたいと思います。

この間、100年安心年金なる年金改革が行われ、保険料固定方式、マクロ経済スライド制の導入がされました。保険料の負担は増大させ、給付額は自動的に切り下げていく制度改革でした。しかし、100年どころか、わずか5年後の2009年での財政検証で、破綻をしていることが明らかになりました。この破綻を補うため、さらに年金カット法まで行われてきました。

本会議において、今、反対者の方は、るる年金カット法、なぜ行われたか。また、限られた財源、そういうようなことなんかも言われましたけれども、そもそも受給資格なんかにおいても、500名以下の企業においても、経営者との合意がなければ効果は出ないものになっています。

そもそも反対者が言われたこと自体が、年金制度を保障できる保障がないことのアラわれです。

そして、今度は、今、年金の支給開始年齢を70歳支給、中には75歳から支給にすることまで検討されているのです。制度を維持できるどころか、破綻を来しているのです。そのために、国民は、将来、年金をもらえないのではないかと、年金制度に不信・不安を募らせているのです。

現行のマクロ経済スライドの制度から、第1には、年金積立金を年金者、被保険者のために有効活用すること。

第2は、マクロ経済スライド制から物価スライド、賃金スライド制に戻し、年金者の購買力を促進し、個人消費を高め、経済成長につなげるようにすることです。この請願における願い、国民生活そのものをよくしていく年金制度の転換こそを行い、国民不信を解消するためにも意見書を上げる必要があります。

年金改革の財源をどうするか。日本共産党は、財界言いなりの富裕層、大企業優遇から、税と社会保障の根本原則である負担能力に応じた負担に切りかえることが、まず第1と考えます。

社会保障でも財政危機でも、財源と言えば、専ら消費税、これは政府財界の主張であり、消費税増税を国民に押しつける一方で、富裕層や大企業への減税を繰り返してきました。この富裕層、大企業への優遇と不公平をただす税制改革でも、8兆から10兆円の財源が確保されます。

また、現在、大型公共事業予算を国と地方を合わせて2兆円近くに上る中、不要不急の支出であるダム建設、国際コンテナ港、大都市圏の環状道路などにメスを入れて、大型公共事業の浪費、無駄を一掃すれば、1兆円の財源もつくれます。大型

公共事業の浪費を続ける仕組みになっている社会資本整備、特別会計の廃止を初め、原発推進の見直し、高速増殖炉もんじゅ、使用済み核燃料の再処理施設は閉鎖をし、危険な核燃料サイクルの中止こそ行うべきです。

軍事費においても、米軍への思いやり予算、沖縄に基地を押しつけるためのSACO経費、沖縄沖に墜落したり、大分空港を初め各地でエンジントラブルを起こしている危険なオスプレーの購入費、ヘリ空母、F-35戦闘機、戦車、イージス艦などの主要装備品、米軍再編経費のカットなどで1兆円の削減も図れます。

これ以外にも使途不明の官房機密費の廃止、政党助成金の廃止、一般の予備費や復興事業の予備費とは別枠で、景気対策の名によるばらまき財源となっている経済危機対応、地域活性化、予備費の削減など、無駄と浪費を一掃すれば3.5兆円程度の財源も確保されます。

政府は、この間、年金運用面においても、他の外国では株の運用を極力控えているのに対し、株の運用面でも運用比率を拡大する中で、昨年からことしにかけ、10兆円もの損失を出すことも生まれています。このような危険な運営面の改善こそ求められており、国として抜本的な年金制度のあり方の改善、転換こそ求められています。

最低保障年金制度とは、現在、年金を支給されていない無年金の方に対しても、生活できるよう支給されるものです。年金支給の開始年齢がおくらされてくる中で、生活できなくなれば、生活保護に頼る以外なく、結局、さらなる税金の投入が行われることとなります。

最低保障年金制度は、世界の20カ国で行われており、世界の流れになっています。また、年金の月額支給を求めている点についても、世界的にも対応が取り組まれているのです。生活サイクルは月ごとに計画される面からも、2カ月ごとではなく、毎月払いの対応改善が進められており、この点からも政府において改善が求められます。

この請願については、年金生活者の生活を守ることを初め、国における年金制度の改善策を求めるものであり、岩出市民の生活向上を図る上でも、岩出市議会として国に意見書を上げるべきものだと考えます。

以上の点を申し述べ、請願に対する賛成討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 請願第3号、採決に当たり反対討論を行います。

ただいま賛成討論を聞いておりますと、党の主張部分のみで申し上げられました
が、私は請願書の内容で反対討論を申し上げます。

公的年金制度については、世代間の支え合いの制度です。少子高齢化が急速に進
展する中、現在の高齢世代の年金給付と将来世代の給付のバランスを保っていくこ
とは、年金制度を健全に維持していくためにも大変重要な課題となっております。

国では、そのための施策として、さまざまな仕組みが導入されてきました。その
中のマクロ経済スライドについては、請願のとおり廃止した場合、年金の持続可能
性が失われ、世代間格差を助長する原因になる得るものと考えます。

また、年金の全額国庫負担については、財源の面でも厳しく、基礎年金部分の国
庫負担を2分の1に引き上げて数年が経過し、安定してきている状態であると考え
ます。

これらを維持していくことのほうが肝要であり、今の年金制度を少しずつ改革し
ていくことのほうが現実的な政策と私は考えます。

先ほど、同僚議員も述べておられましたが、現在の制度は、公的年金制度の持続
可能性を高め、世代間の給付と負担のバランスがとれていると考えています。今後、
これらを含めたさまざまな種類の財源確保が叫ばれています。これらの対策も考え
ながら、私たち一人一人が、どのように改革すればよくなるのかを考える時期に來
ていると考えますので、この請願については、採択すべきではないと申し上げ、反
対討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

本案に対する賛成の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 請願第3号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請
願書に、私は賛成の討論を行います。

年金受給者にとって、年金は命をつなぐ命綱です。今、年金を受け取っている人
の半数近くが、月額10万円未満です。2015年4月の老齢基礎年金で、1カ月当たり
6万5,000円、基礎年金のみでは5万円弱の人が800人もおられます。

その一方で、消費税は1989年に税率3%が導入、1997年には5%、2014年には
8%に引き上げられ、17年度までの消費税収額は、累計349兆円に達しております。

一方、法人税は一貫して下げられ、法人実効税率、法人三税は、2014年に消費税
導入の前の50%から37%に下げられ、16年には30%を切りました。消費税は大企業
の法人税減税累計280兆円の穴埋めにされたのであります。法人の実効税率は1%

当たり4,200円とされています。法人実効税率を45%に戻せば、消費税は5%まで下げることが可能です。

また、大企業優遇税制を是正し、富裕層への適切な課税によって財源は生まれます。例えば、研究開発減税の是正や所得1億円以上の税負担率の見直しをすべきです。使い方では、毎年増額されている5兆円にも上る軍事費を削減し、大型公共事業の見直しをすれば財源は足りております。増税勢力は財源不足で年金制度が危ない。だから、消費税を上げる必要があると言います。これは消費税を増税するためのごまかしです。

年金には国庫補助として基礎年金の2分の1の税金が投入されますが、年金給付総額の2割弱しかありません。国が130兆円の年金積立金の株への投資はやめ、年金の充実に活用するなら、数十年の財源になります。消費税の増税をしなくても若い世代の将来の年金の比重は可能であります。

消費税が5%から8%に引き上げられた増税分のうち、社会保障に充てられたのは、わずか16%なんです。安倍内閣は、消費税を社会保障の充実に充てる気など毛頭ないのです。

今回の増税延期で、安倍首相は、早速社会保障の財源が不足すると削減をにおわせております。さらに、安倍首相は、2017年以降、社会保障の大改革、介護保険の利用料の負担増、将来にわたってはケアマネジャーの費用も自己負担にしたり、年金支給開始年齢の引き上げ、医療の75歳以上の窓口負担増などを計画しております。

年金100年安心など、さらさら念頭にありません。社会保障の充実にために、消費税増税のための口実だということが浮き彫りになっております。

消費税増税は物価を上げ、購買力を低下させ、貧困と格差を拡大し、中小企業倒産・廃業の危機に追いやります。消費税はもともと所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制です。消費税は社会保障のためではありません。

27年間に、私たち支払った消費税は304兆円、国民1人当たり約240万になります。このうち87%に当たる263兆円が、大企業の法人三税の減税、税収の穴埋めにされております。

最大大手のトヨタは、消費税を1円も負担せず、中小零細企業には国税です。中小企業の6割は消費税を売り上げに上乗せすることができず、身銭を切って納めております。下請会社が大企業に消費税分を請求しても、逆に単価や消費税分を削るよう要求されます。すると、下請業者はその消費税分も負担しなければなりません。

一方、大企業は、商品の仕入れにかかったとされる消費税は全額還付され、その

まま懐におさめているのが実態であります。税率が上がれば上がるほど、還付金がふえる不公平な税制度になっているのであります。

またぞろ衆議院と総選挙、解散に向けて、消費税10%アップをして社会保障に回すと、国民、市民にうそ吹いているのは明らかであります。

真に安心して老後の生活を守るためには、この請願を決議して、国政に上げるべきであると私は考えております。よって、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議員派遣について

○吉本議長 日程第10 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月21日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時15分)